

重要なお知らせ

お客さま各位

柏崎信用金庫

預金規定等への「反社会的勢力の排除条項」導入のお知らせ

当金庫は、平成 19 年 6 月に公表された政府指針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、警視庁、金融庁などと連携をとりつつ、当金庫が掲げております「反社会的勢力に対する基本方針」を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断、関係解消を積極的に推進しております。

その取り組みの一環として、平成 22 年より当座勘定規定、総合口座取引規定、普通預金規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、通知預金規定等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力との関係遮断を更に徹底してまいります。

暴力団排除条項とは、暴力団等反社会的勢力に対する新規取引の謝絶、すでに取り引がある場合は取引停止または取引契約の解除を定めた条項です。

また、普通預金・貯蓄預金・納税準備預金・当座預金などの口座開設等の際には、「反社会的勢力ではないことの表明・確約」をしていただきますのでご協力いただきますようお願いいたします。

- 万が一、表明し確約していただいた内容に虚偽の申告があった場合には解約の対象となります。
- 「反社会的勢力の排除条項」は、すでにお取引いただいているお客様にも適用されますので、反社会的勢力と判明した場合には、解約の対象となります。

お客さまにはこの取り組み趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りたくお願いいたします。

また、当金庫は、今後も「反社会的勢力」との関係遮断に取り組んでまいりますので、何卒ご理解のほどお願いいたします。

改訂後の各種預金規定等をご要望のお客さまは、当金庫の本店支店窓口にお申し出下さい。